

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 66 条第 3 項に規定する裁決書の正本は、佐賀県収用委員会において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

なお、下記書類を受領しないときは、平成 25 年 11 月 11 日の経過をもって当該書類の送達があったものとみなされる。

平成 25 年 10 月 22 日

佐賀県収用委員会会長 江 崎 匡 慶

1 事件名

一般国道 497 号新設工事（西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事・佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬地内から長崎県松浦市今福町東免字松本ノ前地内まで、同町浦免字宮田地内から同町仏坂免字立岩地内まで及び同市調川町下免字赤壽地内から同市志佐町浦免字寺田地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る裁決申請及び明渡裁決申立事件

2 送達すべき書類

平成 25 年 10 月 8 日付けで裁決した裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

最後の本籍地 愛知県幡豆郡西尾町大字上町字横町屋敷 9 番地

氏名 深谷 貞夫

生年月日 大正 11 年 2 月 20 日

4 公示送達に係る土地の所在及び地番

伊万里市山代町立岩字小松堀 2891 番 2 及び 2891 番 3

地番は、収用・使用裁決手続開始決定を代位原因として、起業者が 2891 番から分筆登記をした後の地番である。

5 収用委員会の所在地

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県県土づくり本部土地対策課内（電話番号 0952-25-7034）